

～南城市 都市建設課からのお知らせ～

平成22年8月から 南城市で新しいまちづくりがスタートしました！



南城市では、平成 21 年 11 月に、当面 20 年間のまちづくりのあり方を描いた「都市計画マスター プラン」を策定し、更に踏み込んだ土地利用を行えるよう平成 27 年 10 月に改定を行い、これに基づいて、様々な事業・施策を着実に進めています。

特に、計画的なまちづくりを行う範囲である「都市計画区域」制度をはじめ、南城市的まちづくり全体を左右する幾つかの重要な都市計画制度のあり方について、市民の皆様の意見も聴きながら、重点的に検討を進めてきたところです。

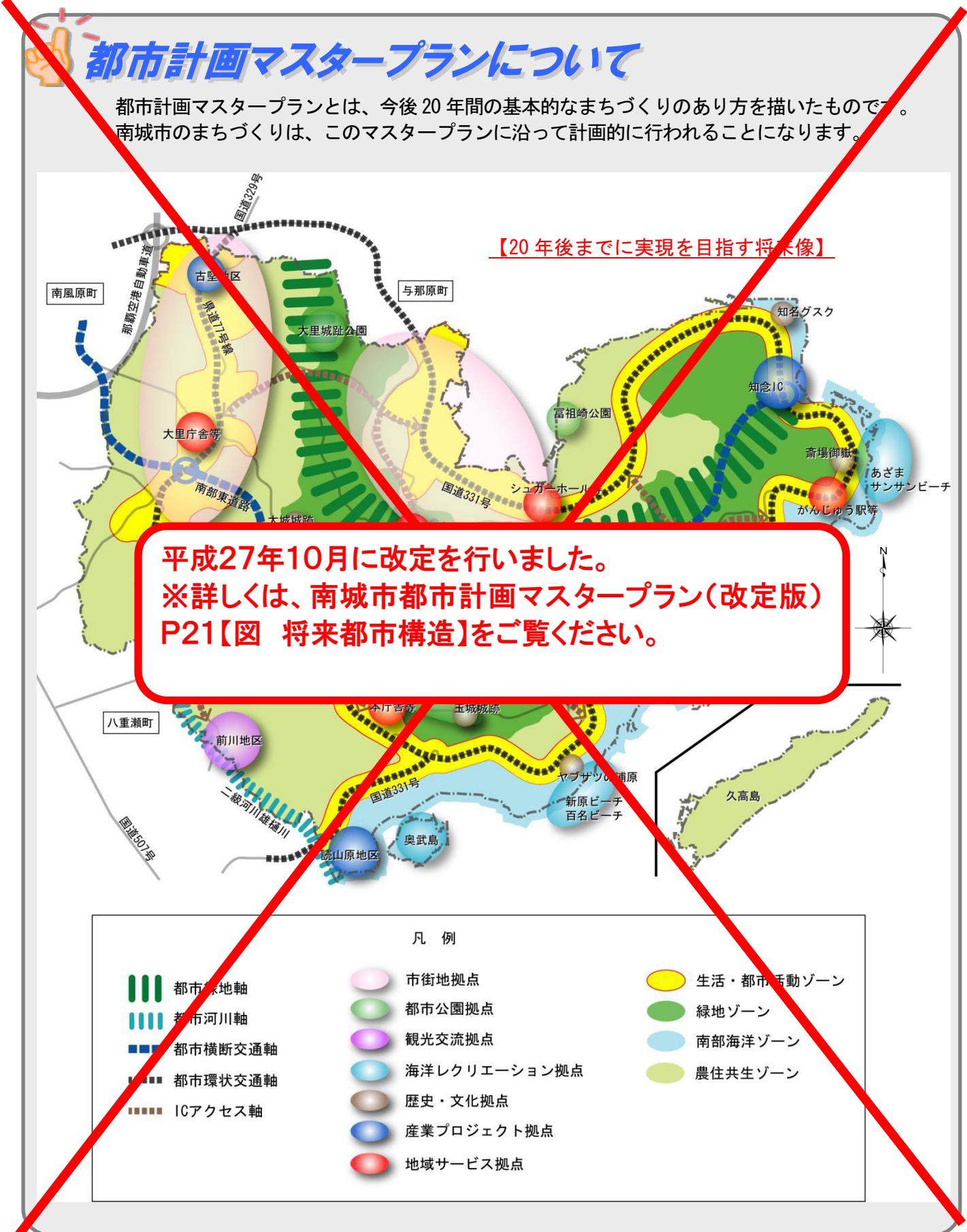
このたび、その検討が終了し、平成 22 年 8 月より、一斉に運用を開始することとなりましたので、概要をお知らせするために、当パンフレットを発行したところです。

平成 22 年 8 月以降、建築物の新築等を行う方におかれましては、これまでの申請・手続きと異なる部分が多いので、ご注意いただくとともに、ご協力の程よ

目 次

- 1. 都市計画マスターplanと、
これを実現するための都市計画制度の簡単な紹介**  2
- 2. 今回のそれぞれの制度により、どんな影響・効果があるの？**  4
- 3. それぞれの制度の概要について**  5
- 4. 今後の取り組みについて**  9

1. 都市計画マスタープランと、これを実現するための 都市計画制度の簡単な紹介



★プランの実現のために、見直し・新規導入を行った都市計画制度について

★「都市計画区域」制度の見直し！

以前



平成 22 年 8 月以降



都市計画区域とは…

法に基づくもので、まちづくりを計画的に進めるための大前提となる範囲

★「特定用途制限地域」制度の新規導入！

都市計画区域を見直した上で…

都市計画区域を見直しただけの状態



制度導入で

特定用途制限地域とは…

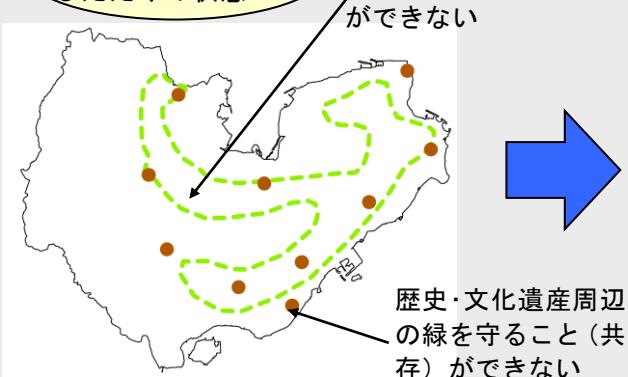
“建てて欲しくない”建物用途を設定し、これを規制する制度

市街地を除く全域で、（市街化調整区域に代わる）特定用途制限地域を指定



★「風致地区」制度の新規導入！

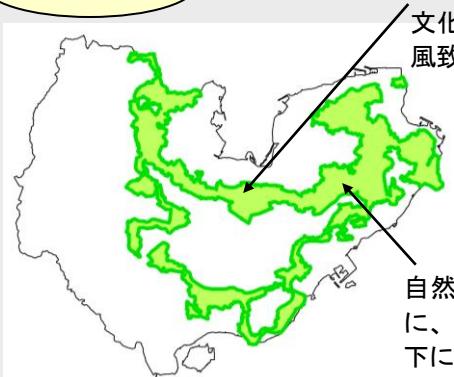
都市計画区域を見直しただけの状態



制度導入で

風致地区とは…

新築等の際、周辺の自然景観と調和する仕様（高さ抑制など）を義務付ける制度



2. 今回のそれぞれの制度により、どんな影響・効果があるの？



建築物の新築等を行う際には、一定のルールを満たす必要があります

[基本的にすべての建築物が対象]

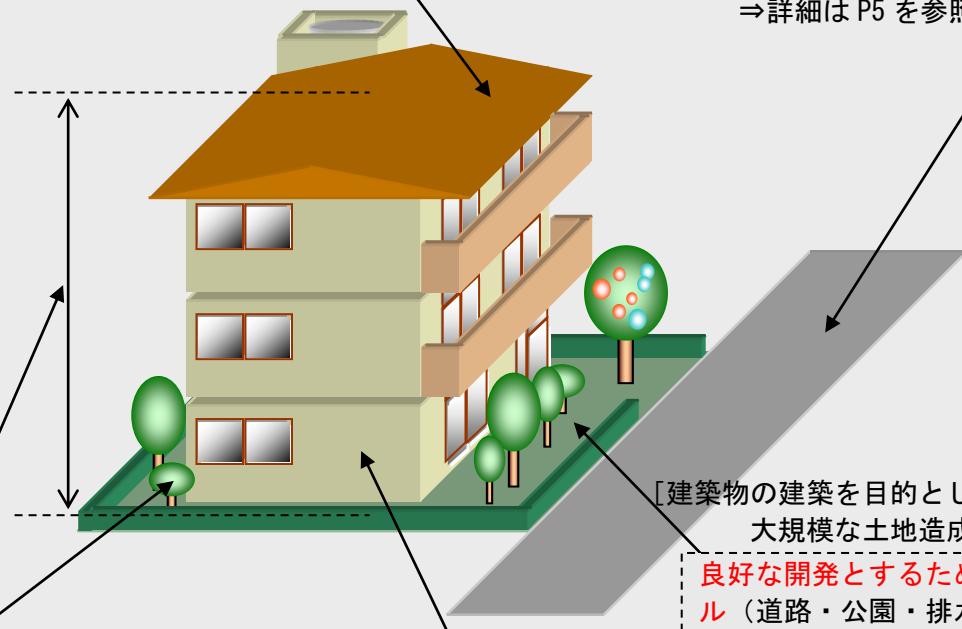
建築物の大きさ・建て方に関するルール（建ぺい率・容積率など）を満たさないと、建築許可は下りません。

⇒詳細はP5を参照

[基本的にすべての建築物が対象]

接道に関するルール（敷地は、4m以上の道路に接道させる等）を満たさないと、建築許可は下りません。

⇒詳細はP5を参照



[ハンタ・丘陵地など、自然豊かな地域が対象]

周辺の自然景観と調和するためのルール（建築物の高さ、敷地の緑化など）を満たさないと、建築許可は下りません。

⇒詳細はP8を参照

[建築物の建築を目的とした大規模な土地造成等が対象]

良好な開発とするためのルール（道路・公園・排水施設の整備など）を満たさないと、開発許可は下りません。

⇒詳細はP5を参照

[住宅以外の建築物が対象]

建物用途に関するルール（性風俗営業施設、工場などの立地制限）を満たさないと、建築許可は下りません。

⇒詳細はP8～7を参照

以前からある既存の建築物は、取り扱いが異なります

- 平成22年8月よりも前からある既存の建築物については、上記ルールを満たしていなくても、基本的には、違反に問われません（これを「既存不適格建築物」といいます。）
- ただし、8月以降に、新築や、一定規模以上の増改築等を行う場合は、上記ルールを満たす必要があります。



他法令の土地利用規制は従来どおりです

- 農業振興地域や森林地域など、他法令による土地利用規制は、従来どおりです。

●そのため、例えば、農振農用地に指定されている土地で、**建築物の新築等を行いたい場合は、まず、農振農用地を解除し、農地転用できるようにする必要があります。**

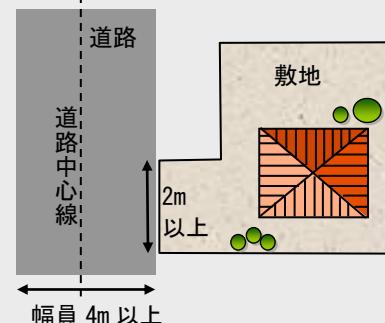
3. それぞれの制度の概要について

「都市計画区域」制度の見直しについて

★都市計画区域内では、必要最低限のルールが課せられます

【接道に関するルール】

- 消防・救急活動が円滑に行えるようにするため、建築物の新築等の際には、その敷地が「幅員4m以上の道路」に2m以上接するようにすることが必要です。
- 「幅員4m未満の道路」に接している敷地で、新築等を行う場合は、道路中心線から2m後退させが必要です。
- なお、佐敷・大里地域では、以前からこのルールを運用しており、今回変更はありません。



【建築物の大きさ・建て方に関するルール ※建ぺい率・容積率・斜線制限】

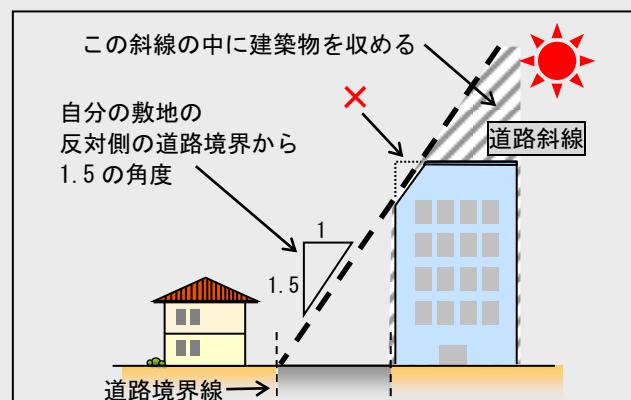
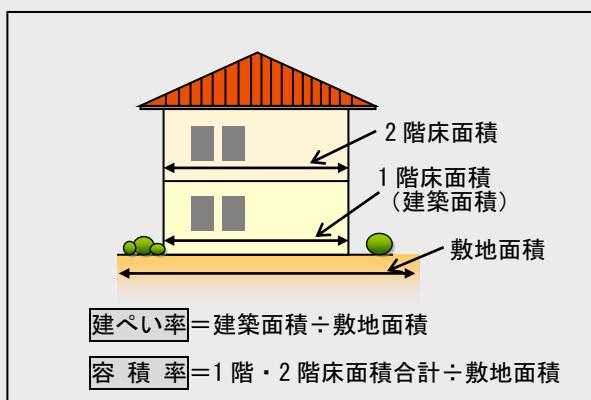
- ゆとりのある空間や、日当たり・風通しのある住環境をつくるため、新築等を行う際には、建築物の大きさ・建て方に配慮していただく必要があります。
- 「建ぺい率」「容積率」は、敷地のなかで建築できる建築物の規模の限度を定めたものであり、すべての建築物の規模は、この限度内でなければいけません。
- 「斜線制限」は、周辺への日当たり等に支障のない、建築物（各部分）の高さの範囲を定めたものです。すべての建築物（各部分）の高さは、この範囲に収めなければいけません。

	佐敷・大里	知念・玉城
建ぺい率	60%	70%
容積率	200%	200%
斜線制限 (道路斜線)	勾配1.5	勾配1.5

※佐敷・大里は従来どおり

※市街地では、用途地域がそれぞれ異なる

※斜線制限には、隣地斜線もある



【良好な開発とするためのルール】

- 規模の大きな開発行為（建築物の建築を伴う土地造成等）は、周辺に様々な影響を与える可能性があるため、良質な宅地水準となるよう配慮していただく必要があります。
- 3,000 m²以上の土地の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づき、様々な基準（道路・公園・排水施設・給水施設の整備、防災対策の実施など）を満たすことが必要です。（※佐敷・大里地域では、「市街化調整区域の廃止」に伴い、3,000 m²未満の開発許可は不要になりました）
- 3,000 m²未満の開発行為についても、市の条例に基づく審査の対象となる場合があります。



「特定用途制限地域」制度の新規導入について

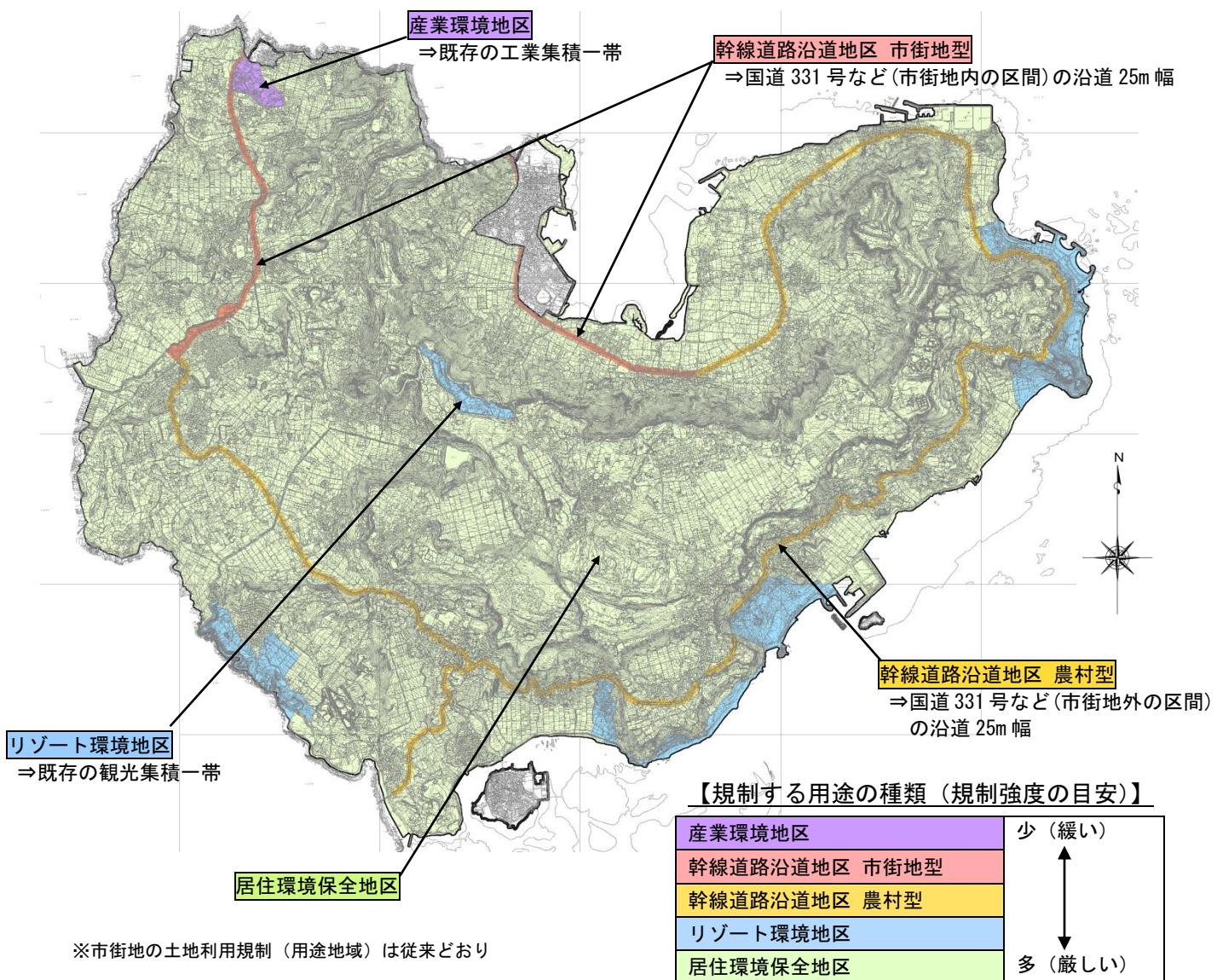
★周辺環境への影響が心配される建築物の立地が制限されます

【制度の適用区域】

- 現在の市街地（佐敷の津波古・新開、大里の嶺井の一部）を除く、都市計画区域内のすべての地域
⇒面積：約 4,709ha

【制度の概要】

- 建築物の用途に関して何もルールがないと、住宅のすぐ隣に、住環境を乱す建築物が立地する、となったときに、止める手段がありません。
- 「特定用途制限地域」は、このような状況に対応するため、“建てて欲しくない”建物用途をあらかじめ設定し、立地を制限するという制度です。そのため、建築物の新築等の際には、“建てて欲しくない”建物用途に該当しないことが必要です。
- “建てて欲しくない”建物用途は、例えば、周辺環境への影響が心配される、工場や性風俗施設（ソープランド等）、遊戯施設（パチンコ屋等）、規模の大きな店舗などが挙げられます。
- 南城市では、地域の特性に応じて特定用途制限地域を5つの地区に分け、それぞれで“建てて欲しくない”建物用途を設定しています。



【特定用途制限地域による規制の概要】

× : 建てられない用途

		居住環境保全地区	リゾート環境地区	幹線道路沿道地区農村型	幹線道路沿道地区市街地型	産業環境地区	備考
店舗等	床面積 150 m ² 以下の店舗、飲食店等	※	※				※2階（2フロア）以下
	床面積 150 m ² 超 500 m ² 以下の店舗、飲食店等	※	※				※2階（2フロア）以下
	床面積 500 m ² 超 1,500 m ² 以下の店舗、飲食店等	※	※				※2階（2フロア）以下
	床面積 1,500 m ² 超 3,000 m ² 以下の店舗、飲食店等	×	×				
	床面積 3,000 m ² 超 10,000 m ² 以下の店舗、飲食店等	×	×	×			
	床面積 10,000 m ² 超の店舗、飲食店等	×	×	×	×	×	
事務所等	床面積 150 m ² 以下の事務所等	※	※				※2階（2フロア）以下
	床面積 150 m ² 超 500 m ² 以下の事務所等	※	※				※2階（2フロア）以下
	床面積 500 m ² 超 1,500 m ² 以下の事務所等	※	※				※2階（2フロア）以下
	床面積 1,500 m ² 超 3,000 m ² 以下の事務所等	×	×				
	床面積 3,000 m ² 超の事務所等	×	×	×			
ホテル、旅館		※		※			※3000 m ² 以下
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×		※			※3000 m ² 以下
	床面積 10,000 m ² 以下のカラオケボックス等	×	×	×			
	床面積 10,000 m ² 超のカラオケボックス等	×	×	×	×	×	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	×	×	×	×	
	客席 200 m ² 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×		
	客席 10,000 m ² 超の劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場業	×	×	×	×	※	※個室付浴場業を除く
工場等	倉庫業倉庫	×	×	×	×		
	畜舎（15 m ² 以下を含む）		×		×		
	作業場の床面積合計が 50 m ² 以下	※	※				※パン屋、米屋、豆腐屋 等
	原動機を使用する工場で作業場の床面積合計 50 m ² 超	×	×	×	×		
	危険性や環境悪化の恐れが少ない工場	×	×	×	×		
	危険性や環境悪化の恐れがやや多い工場	×	×	×	×		
	危険性が大きい又は著しく環境悪化の恐れがある工場	×	×	×	×	×	
自動車修理工場							
危険物処理施設貯蔵	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ないもの	1	1	2		1) 1500 m ² 以下で2階以下 2) 3000 m ² 以下
		量が少ないもの	×	×	×	×	
		量がやや多いもの	×	×	×	×	
		量が多いもの	×	×	×	×	

注意：上表は、規制の概要を示すものであり、すべての内容を掲載したものではない

：上表のうち、大規模集客施設（10,000 m²以上の店舗、飲食店カラオケボックス、麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所、劇場、映画館、演芸場、観覧場など）の規制については、法律（平成 19 年 11 月 30 日施行）によるものである

：住宅については、戸建て・集合住宅等を問わず、規制しない

「風致地区」制度の新規導入について

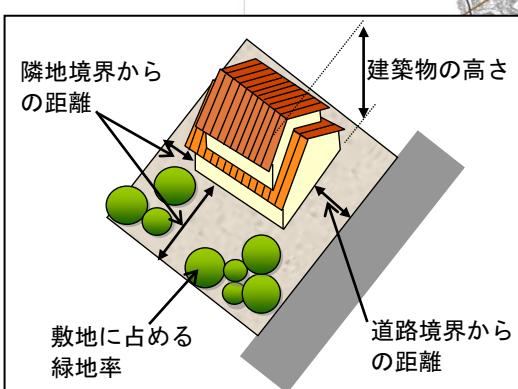
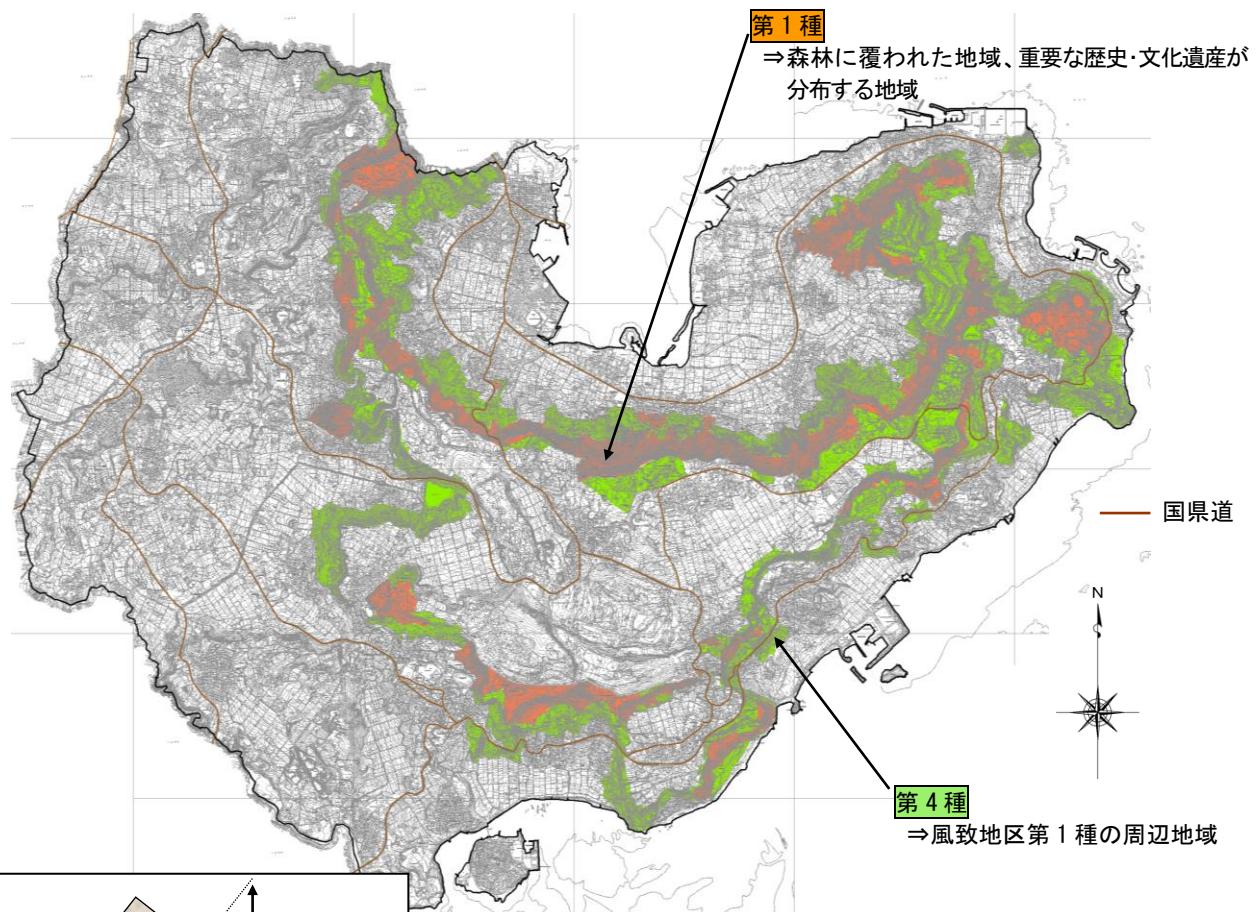
★周辺の自然景観と調和するためのルールが課せられます

【制度の適用区域】

- 森林に覆われた地域（ハンタ・丘陵地）や重要な歴史・文化遺産が分布する地域、およびその周辺部 ⇒面積：約 1,100ha

【制度の概要】

- 自然豊かな地域では、建築物の規模・建て方に関するルールが緩いと、緑が大きく失われたり、違和感のある建築物が出現したりして、良好な景観が損なわれる可能性があります。
- 「風致地区」は、このような状況に対応するため、建築物に対し、周辺の自然景観と調和するような仕様を義務づける制度です。自然豊かな地域で、建築物の新築等を行う際には、敷地に占める緑地率の最低限度や、建築物の高さの最高限度などを守る必要があります。
- 南城市では、地域の特性に応じて風致地区を2つの地区に分け、それぞれで守っていただく仕様を設定しています。



【風致地区による規制の概要】

	第1種	第4種
建築物の高さ	8m 以下	10m 以下
建ぺい率	20% 以下	40% 以下
敷地に占める緑地率	50% 以上	20% 以上
壁面後退距離	道路境界からの距離 3m 以上	2m 以上
	隣地境界からの距離 1.5m 以上	1m 以上

4. 今後の取り組みについて



「都市計画制度を活用したまちづくり」を発展させます

- 今回、見直し・新規導入を行った都市計画制度は、「都市計画マスター・プラン」を実現するための具体的な取り組みです。
- しかし、「都市計画マスター・プラン」は、合併後、最初の計画であり、当面 20 年間のまちづくりのあり方を描いたものであり、一朝一夕で実現できるものではありません。
- そのため、「都市計画区域」「特定用途制限地域」「風致地区」については、今後のまちづくり（事業等）の進捗や地域の実情に応じて見直し・充実を図っていきたいと考えています。また、市街地の拡大（用途地域の指定、道路等の整備）なども同時に検討していきます。



景観法を活用した「美しく独特的な景観づくり」を推進します

【取り組みの概要】

- 南城市では、沖縄らしい恵まれた自然と、沖縄屈指の長い歴史・文化を背景とした、美しく独特的な景観（街並み・風景）が形成されており、これらを積極的に守ることが大切です。
- しかし、現状では、「建築物の色彩やデザインなど」について、ルール化されておらず、今後、地域の景観に悪影響を及ぼす建築物等が突然出現することも考えられます。
- そのため南城市では、平成 21 年 4 月に、「景観行政団体」として宣言し、景観法に基づく取り組みをスタートさせたところです。
- その一環として、まずは、平成 23 年 3 月を目処に、「景観づくりのあり方（景観計画）」や「建築物の新築等の際に守っていただく景観ルール」を確立する予定です。

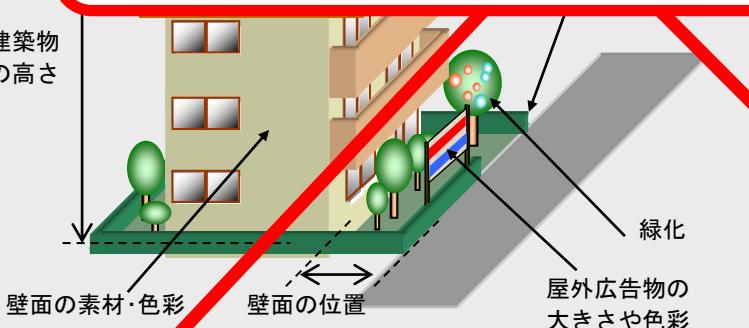
【景観の視点で、ルール化を検討する事項　※例えは…】

建築

平成24年3月に南城市景観まちづくり計画を策定し、
平成26年4月より南城市景観まちづくり条例を施行して
おります。



建築物の高さ



【積極的な景観保全が必要と考えられる場所　例えは…】

- 斎場御嶽一帯の自然・歴史景観
- 高所からみた海岸周辺の自然景観
- 島（久高島、奥武島）のなりわい・自然景観
- カーラー、石垣など、歴史的資源が残る集落景観



国道 331 号から望む海岸周辺

MEMO

■お問い合わせ先： 南城市役所 都市建設課(2階) TEL：917-5350